



## 六月は、児童手当 現状届出の月です

町民生活課

児童手当を受けている方は、引き続き受けるために、六月中に毎年「現状届」の手続きが必要です。手続きをしないと六月以降の手

当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

所得が所得制限限度額以上の場合は、支給になりませんので、ご了承ください。なお、平成二十一年度所得制限は左別表のとおりです。

◆問い合わせ先  
町民生活課 健康長寿班  
(内線136)

### ◎別表

#### 平成21年度所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	460.0	652.5
1人	498.0	695.6
2人	536.0	737.8
3人	574.0	780.0
4人	612.0	822.2
5人	650.0	864.4

厚生年金などの加入者の場合、特例により以下の限度額が適用されます。

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	532.0	733.3
1人	570.0	775.6
2人	608.0	817.8
3人	646.0	860.0
4人	684.0	902.2
5人	722.0	944.4

収入額の目安は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

- (注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に該当老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。  
(注2) 扶養親族等が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

## 後期高齢者医療被保険者証を更新します

町民生活課

○後期高齢者医療被保険者証の更新について

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証は、平成二十一年七月三十一日までが有効期限となっております。新しい被保険者証は、七月下旬に「町からの簡易書留での郵送」または「町民生活課の③番窓口でのお引き渡し」となり、更新後の有効期限は二年間で平成二十三年七月三十一日までとなります。(ただし、保険料の滞納等の理由により納付相談の必要な方については、有効期限および更新時期が異なる場合があります) なお、期限の切れる保険証については、ご自身で破棄してください。

・交付されましたら、記載内容をご確認の上、誤りがありましたら町民生活課の③番窓口にお申し出ください。  
・平成二十年中の所得状況等により、八月一日から医療機関窓口での負担割合が変わる場合があります。  
※住民票のある住所を施設入所や長期入院等で留守にする場合は、郵便局にて「転送届」の手続きをとってください。また、役場にて直接受け取りたい方は、七月六日までに電話にて申し込んでください。申込みがない場合は、七月三十一日以降でなければ引き渡

しができませんので、ご注意ください。【持参する物/保険証、認印(代理人の場合は、受け取りに来られる方の身分を証明できるもの)】

○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証について

この認定証を医療機関の窓口へ提示することで、入院時の自己負担限度額と食事代が減額されます。

◆交付を受けられる方

住民税非課税世帯に属する方(※低所得区分Ⅱおよび※低所得区分Ⅰの方)は、申請により認定証の交付を受けられます。(対象の方には、七月上旬に申請書を送付します)

※低所得区分Ⅱに該当する方……世帯員全員が住民税非課税であること

※低所得区分Ⅰに該当する方……世帯員全員が住民税非課税である方のうち、世帯全員の各所得金額がすべて〇円の方(公的年金の場合同は八十万円以下) および老齢福祉年金受給者

【申請に必要なもの】

・印鑑・被保険者証

◆すでに交付を受けている方

現在お使いの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証は、平成二十一年七月三十一日までが有効期限となっておりますので、すでに交付を受けている方で引き続き認定が必要な方は、八月中に更新手続きをしてください。ただし、平成二十年中の所得状況等により、交付を受けられない場

## 教育委員のご紹介

教育委員会は、5人の委員をもって組織する合議制の執行機関です。その職務は、学校教育をはじめ社会教育や生涯学習、さらに文化・スポーツなどその範囲は広く、教育行政の根幹をなすものです。先般、出町百彦委員長の任期満了に伴い、元学校教諭 坂本 豊さんが、町議会の同意を得て4月10日付けで教育委員に任命されました。任期は4年。また、教育委員会では、臨時会議を開き、委員長に竹浪勅佑委員が、職務代理者に坂本 豊委員が選任されました。



教育委員に任命された  
坂本 豊さん



新たに選任された  
竹浪 勅佑 委員長

## 今月の納税

### 町・県民税

#### 第1期

納期限 6月30日(火)

★納期限を守りましょう

合もあります。  
◆申請・問い合わせ先  
町民生活課 国保介護班  
(内線145)

## （株）柿本石油プリペイドカードをお持ちの方へ

青森財務事務所理財課

破産した（株）柿本石油のプリペイドカードについて還付申出の受付が始まりました。申し出方法は持参または郵送となりますが、詳しくは青森財務事務所へご確認ください。

◆受付期間および受付場所

【郵送の場合】

平成二十一年六月二日（火）～  
同年八月三日（月）

〒098-8436

仙台市青葉区本町三ノ三ノ一

東北財務局理財部金融監督第三課

【持参の場合】

平成二十一年六月二日（火）～  
同年八月三日（月）

〒030-8577

青森市新町二ノ四ノ二五

青森財務事務所理財課（青森合同庁舎三階）

〒020-0023

盛岡市内丸七ノ二五

盛岡財務事務所理財課（盛岡合同庁舎一号館三階）

なお、弘前市、青森市、八戸市、  
において、次のとおり集中的に受付します。

◆問い合わせ先

青森財務事務所理財課  
TEL017(744)6488

## 国家公務員採用Ⅲ種（税務）試験のお知らせ

人事院東北事務局

仙台国税局では、バイタリティあふれる税務職員を募集しています。税務職員は国の財政を支える重要な仕事を担い、国税局や税務署において、調査・検査や指導などをを行う税務のスペシャリストです。

◆受験資格

昭和六十三年四月二日～平成四年四月一日生まれの方

◆受験申込書受付期間

平成二十一年六月二十二日（月）～六月三十日（火）まで

◆受験申込書の請求

最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課または人事院東北事務局

◆受験申込書の提出先（郵送）

〒098-0014  
仙台市青葉区本町三ノ二ノ二三

人事院東北事務局第二課試験係

◆試験日および試験種目

第一次試験（教養・適性・作文）  
平成二十一年九月六日（日）

第二次試験（人物・身体検査）  
平成二十一年十月の指定日

◆問い合わせ先

人事院東北事務局  
TEL022(221)2022  
または仙台国税局人事第二課  
TEL022(263)1111  
(内線3236)



## 乳幼児健康診査

### 4か月児健康診査

- 月日 7月15日（水）
- 受付 午後1時～1時10分
- 場所 鶴遊館
- 対象 平成21年2月生
- 内容 小児科診察・離乳食のすすめ方など

### 10か月児健康診査

- 月日 7月15日（水）
- 受付 午後1時20分～1時30分
- 場所 鶴遊館
- 対象 平成20年8月生
- 内容 小児科診察・予防接種、虫歯予防のお話など

### 7か月児健康相談

- 月日 7月16日（木）
- 受付 午後9時20分～9時30分

- 場所 鶴遊館
- 対象 平成20年11月生
- 内容 育児健康相談・離乳食の作り方実演・試食（食事用のエプロン、おしぼり等をお持ちください）

### 1歳6か月児健康診査

- 月日 7月29日（水）
- 受付 正午～12時10分
- 場所 鶴遊館
- 対象 平成19年9・10・11月生
- 内容 小児科・歯科診察  
発達・育児相談

※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。

◆問い合わせ先  
町民生活課 健康長寿班（内線135）



## ポリオ

（急性灰白髄炎）

- 月日 7月21日（火）
- 受付 午後1時～1時30分（当日受け付け）
- 場所 鶴遊館
- 対象 生後3か月～90か月未満の乳幼児

※このワクチンは、90か月未満までに、2回接種して終了となります。（41日以上の間隔をあけて2回接種）

◆問い合わせ先  
町民生活課 健康長寿班（内線135）



## 献血

（全血）

- 月日 6月29日（月）
- 受付 午前10時～午後4時
- 場所 ルネサスハイコンポーネンツ

※町での成分献血はありません。

## 夕ぐれ窓口

7月の夕ぐれ窓口を次のとおり町民生活課窓口で開設します。

- 開設期日 7月3日（金）、7月17日（金）
- 開設時間 午後5時15分～6時15分
- 閉庁後に戸籍抄本・謄本（午後五時までに電話での申し込みが必要）や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、どうぞお気軽においでください。

## 教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

- 相談先  
教育委員会（内線210・250）
- 相談日時  
月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

## 行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、また日ごろ生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。7月の相談日は次のとおりです。秘密は厳守されますので、お気軽においでください。

- 日時 7月10日（金）  
午前10時～午後3時
- 場所 鶴田町国際交流会館 1階102研修室